

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

1. 【基本姿勢】

同和教育・人権教育について大阪府教育庁としての基本姿勢を明らかにすること。あわせて、02 年度大阪府教育委員会通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を改めて周知徹底すること。

（回答）

○ 2001（平成 13）年の「大阪府同和対策審議会答申」などの趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて人権教育を推進し、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育を推進することが必要であると認識しております。

○ また、2018（平成 30）年3月に改訂した「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、「様々な人権問題や、社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題等について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である」としております。

○ 2002（平成 14）年府教育長通知につきましては、これまでも「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」「府立学校に対する指示事項」において指導・指示してまいりました。今後とも、教職員がその趣旨を理解しその推進に努めるよう、様々な機会を通じて周知徹底を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

2. 【推進計画・推進プラン】

「大阪府人権施策推進基本方針」と、これに伴い改定された「大阪府人権教育推進計画」、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」および「大阪府人権教育推進プラン」等にもとづき、あらゆる差別をなくすための施策、啓発をおこなうこと。

（回答）

○ 大阪府人権施策推進基本方針については、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、2021(令和3)年12月に改正し、新たに顕在化した人権課題に対する認識と求められる方策などを追記しました。

○ また、それに伴い、大阪府人権教育推進計画についても、メディア・リテラシーの育成の推進や、大阪・関西万博を控え、性の多様性の理解増進など国際都市にふさわしい環境整備など、新たな課題に対する人権教育・人権啓発を推進するため、2022(令和4)年9月に改定しました。

○ 今後も引き続き、本基本方針及び基本計画に基づき、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、人権施策の推進及び啓発に努めてまいります。

○ 府教育庁としては、2018(平成30)年3月に改訂した「人権教育推進プラン」に基づき、各学校における学力、進路等をはじめとした教育課題に取り組んでいく中で、同和問題(部落差別)を含む様々な人権課題の解決を図ってまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課
教育庁 人権教育企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

3. 【人的配置】

大阪府教育庁として、同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）に対して、さまざまな施策を活用した支援をおこなうとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置をおこなうこと。

（回答）

○ 府教育庁としては、同和問題（部落差別）の解決のために教育の果たす役割は重要であると認識しています。「大阪府における今後の同和行政のあり方（答申）」においても、同和問題（部落差別）の解決のために、人権教育プログラムや教材の開発、人権基礎教育の推進、すべての子どもたちの自立と自己実現に向けての中退防止や進路指導の充実など、人権尊重の観点に立った一般施策の中で取り組むという基本方針が示されています。

○ 引き続き、各学校における学力、進路等をはじめとした教育課題に取り組んでいく中で、同和問題（部落差別）の解決を図ってまいります。

○ 具体的には、教育課題を抱える学校の取組みを支援するため、市町村に対するヒアリングや児童生徒支援加配配置校等の学校訪問を通して実態把握に努め、一般施策を活用しながら課題のある学校に対する支援策を展開しているところです。

○ 国定数の確保に最大の努力を払うとともに、今後とも、学校の実態を踏まえ、その重点的・効果的な配置を行っていく中で、適切な対応を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

①義務教育において、義務教育費国庫負担制度は「憲法の要請」にもとづき、教育の機会均等の保障、教育水準の維持・向上をはかるうえで、不可欠な財源的な裏付けを与えている。その意義をふまえ、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、当面負担割合を 1/2 に戻すこと。

（回答）

○ 府教育庁としては、憲法の要請による義務教育について、その根幹である教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは国の責務であるとの考えに立ち、従来から、「国の責務として必要な財源を確保されたい」旨を要望してきたところです。

○ 今後とも国の動きを注視しつつ、義務教育の質の向上を図るために必要な財源保障について、引き続き強く働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

②公教育への財源支出の対 GDP（国内総生産）率を OECD 平均以上に引きあげること。

（回答）

○ 本府の財政は、依然として予断を許さない状況にありますが、大阪における教育の課題を踏まえ、すべての子どもたちの学びを支援するために教育条件の向上に努めてきたところであり、今後とも、必要な財源の確保に努めてまいります。

○ 併せて、国に対しても教育予算の充実について強く働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育総務企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

③小学校に続き、中学校・高校での 35 人学級を実施すること。

（回答）

○ 2021（令和3）年度から、義務教育標準法改正により、小学校で 2025（令和7）年度までに段階的に 40 人から 35 人に定数が引き下げられることになりました。府としては引き続き、35 人学級未実施の学年において、市町村が少人数習熟度別指導又は少人数学級編制を選択し、より効果的な指導が進められるようにしているところです。

○ また、国に対しては、中学校にも 35 人への定数引下げを拡充し、必要な財政措置が講じられるように要望しているところです。

○ 高等学校の学級編制につきましては、国が定める 40 人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしています。

○ 府教育庁といたしましては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

④支援学級の学級編制基準を引き下げること。

（回答）

○ 支援学級の設置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく、国定数措置に則り、障がい種別による設置に努めています。

○ 府教育庁としては、小中学校における支援教育の充実を図るため、市町村教育委員会と連携し、今後とも障がい種別による設置を行うとともに、国に対しては、地域の実情に応じて教育的ニーズに対応できる定数措置が可能となるよう、引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4.【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑤食教育などの充実をはかるため、栄養教諭を全校に配置すること。当面、定数配置基準を改善すること。

（回答）

○ 栄養教諭につきましては、いわゆる標準法による定数を基本として、国加配を最大限活用するとともに、各市町村の状況を勘案し、各学校が抱える課題とその具体的な取り組みに対して、効果的・重点的な配置に努めているところです。

○ 今後とも、地域の実情に応じて様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するため、国定数を最大限確保するとともに、栄養教諭を各校1名配置とする等、栄養教諭定数の改善について、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑥「安心・安全な学校・教育環境」「通学路の安全」を確保するために、人的措置をはじめとする実効性のある対策を講じること。

（回答）

○ 2020（令和2）年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金」の国事業拡充を受け、スクールガード・リーダーの配置拡充を行うとともに、特色ある地域の見守り活動を集約して、研修会等を通じて全市町村に情報発信するなど、他部局及び市町村教育委員会と連携して、学校と地域が一体となって子どもの安全確保ができるよう、支援するとともに国に要望してまいります。

○ 通学路の安全については、2012（平成24）年の京都府亀岡市において発生した児童等の交通事故を受けて実施した「通学路における緊急合同点検」、2018（平成30）年度に実施した「登下校防犯プラン」による合同点検、2019（令和元）年度に実施した「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」の結果を踏まえ、各市町村において、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、安全対策を実施しているところです。また、2021（令和3）年度には、千葉県八街市での事故を受け、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施し、国において公表されました。

○ 引き続き、通学路の状況に応じて関係機関が連携し、各市町村が策定している「通学路交通安全プログラム」等に基づき安全対策に取り組むよう指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑦教科書無償給与制度を堅持すること。また、高校教科書無償化制度を創設すること。

（回答）

○ 義務教育諸学校の教科書制度は、国民の間に深く定着しており、日本国憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として高く評価されているところです。

○ 勤労青年の高等学校夜間定時制の課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的に、教科書無償給与を実施してきたところですが、2014（平成26）年度より、授業料無償化制度見直しの財源を活用して、大阪府内に在住する低所得世帯の高校生の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金制度が創設されました。

○ この給付金の対象経費には教科書も含まれることから、制度の導入に際して事業再編を行い、教科書無償給与は2014（平成26）年度入学生から廃止することとなりましたが、奨学のための給付金は、教科書費だけでなく、教材費や学校徴収金、学用品など広く授業料以外の教育経費を給付対象とする制度であることから、この中で府立高校生全体にかかる支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 施設財務課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑧教育費の保護者負担を軽減すること。

（回答）

○ 高校生等への修学支援については、所得制限を導入した現行の高等学校等就学支援金制度の開始や授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金の創設等から 10 年が経過しました。

○ この間、国（文部科学省）においては、国会審議における附帯決議も踏まえ、2017（平成 29）年 4 月に「高校生等への修学支援に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」を設置し、同年 12 月までに 8 回会議が開催され、「報告書骨子（案）」（中間まとめ）が作成されました。制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき措置等について、学識経験者等の協力を得て検討が引き続き行われているところです。

○ 府教育庁としても、文部科学省からの招へいに応じ、2017（平成 29）年 6 月に開催された第 2 回協力者会議に出席し、原級留置等により修業年限を超過した生徒の卒業支援や、寄附金税額控除などによる課税額の変動により判定結果に不公平が生じている所得要件の判定基準の見直し、及び多子世帯等への支援の拡充を検討いただけるよう、お願いしているところです。

○ このうち「所得要件の判定基準の見直し」については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正により、2020（令和 2）年 7 月支給分からは、より公平な運用のために、寄附金税額控除などの影響を受けない課税所得金額を判定基準に用いることとなっております。

○ 引き続き、国の動向を注視しながら、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑨「学齢期」を越えた夜間中学校生徒や帰国・渡日生徒にも「就学援助制度」が適用されるよう学校教育法第 19 条等の関係法令を改正すること。

（回答）

○ 就学援助は、法律の定めにより、その対象は学齢児童生徒の保護者に限られており、夜間学級生徒並びに学齢期を超えた帰国・渡日生徒は対象外となっています。

○ 2017（平成 29）年 8 月 25 日に開催された 2017（平成 29）年度夜間中学説明会において、夜間中学に通う生徒に対する就学援助について、「学齢を超えていても援助の対象とすることはでき」、「それぞれの市区町村の条例・規則等で定めた認定基準に基づいて、教育的配慮から認定したものであれば国庫補助の対象」となる旨の回答が、文部科学省からあり、また、帰国・渡日生徒についても、学齢を超えていても援助の対象とすることができる旨も併せて確認していました。しかし 2024（令和 6）年度の国庫補助の申請にあたり、同省から「学齢児童生徒以外は対象外」との連絡がありました。そのため、2017（平成 29）年度夜間中学説明会における対応の継続と経緯の説明等を求めましたが、文部科学省からの回答は得られていません。

○ 府教育庁としましては、国に対し、現行の就学援助制度について、制度の改善を要望してきたところであり、今後も機会をとらえて、学齢期を超えた夜間学級生徒や帰国・渡日生徒も対象となるよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4. 【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑩在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを国の見解として示すこと。

（回答）

○ 教諭として任用することについては、これまでも、国に対して問題提起してまいりましたが、国の見解は変わっておりません。引き続き、国に対して大阪の実態を踏まえ働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

4.【国への要望】

大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。

⑪ 不必要に男女を分けている全国学力・学習状況調査の性別欄の廃止を求めること。

（回答）

○ 男女が、互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮して多様な生き方を選択できる社会の実現をめざして、あらゆる場において、ジェンダー平等に向けた意識変革を進めるため、社会的・文化的につくられた性差観を克服することが求められており、学校教育においても積極的な取り組みが必要であると認識しているところです。

○ 多様な性があることから、全国学力・学習状況調査の性別欄は、不必要である旨を、あらゆる機会を通じて、国に申し入れを行っているところです。

○ また、参加主体である市町村に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」2015（平成27）年に基づき、各校において性別の記載について適切に対応するよう市町村を通じて、各校へ周知しております。

○ 引き続き、国に対して申し入れを行うとともに、子どもたちが安心して調査に参加できるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

5. 【子どもの権利条約】

子どもの権利条約について、子ども、教職員、府民等へ広く周知し、条約の各条項が規定する子どもたちの権利を実現するために、具体的施策を講じること。

（回答）

○ 「児童の権利に関する条約」については、大阪府子ども条例を紹介する子ども青少年課ホームページにおいて、その周知を図っているところです。

○ また、大阪府子ども条例に基づき子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるため、子ども総合計画を策定し、子どもの貧困対策や児童虐待の防止、社会的養育体制の整備等に取り組んでいます。

○ 社会的養護のもとで暮らす子どもについては、意見を表明しやすい環境づくりや苦情解決に取り組んでいます。

○ 子どもの権利宣言や子どもの権利条約については、毎年度発行している人権白書「ゆまにてなにわ」において周知しております。市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

○ 府教育庁としても、「児童の権利に関する条約」については、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが定められており、大切なものであると認識しています。2019（令和元）年度にはこの条約の趣旨を伝え、子どもたちを励ますことをめざしたメッセージを府教育長から子どもたちにあてて送りました。今後とも条約の趣旨について様々な場で発信してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課
府民文化部 人権局 人権企画課
教育庁 人権教育企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

6.【大阪の子どもの権利条例】

子どもの権利条約の理念にもとづく「大阪府子ども条例」を実効あるものとするとともに、以下のことにとりくむこと。

①「子ども総合計画後期計画」にもとづく事業については、地域を基盤とした子どもの最善の利益を追求すること。

（回答）

○ 「子ども総合計画後期計画」の推進にあたっては、毎年度、事業計画で掲げた目標に対する達成度を把握し、府民の方にわかりやすく示すとともに、子ども家庭審議会に計画の達成状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図ってまいります。こうした中で皆様方のご意見も聞きながら、本計画の推進に努めてまいります。

○ また、現在、国のこども大綱を勘案した「大阪府子ども計画」策定に向けて、子ども家庭審議会及び計画策定専門部会にてご審議いただいております。府内市町村との協働による子育て当事者向けのアンケート調査の実施並びに子ども・若者の意見反映の取り組みもすすめながら、子どもの最善の利益及びウェルビーイングの向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

6.【大阪の子どもの権利条例】

子どもの権利条約の理念にもとづく「大阪府子ども条例」を実効あるものとするとともに、以下のことにとりくむこと。

②市町村に対して、「子どもの権利」に関する条例の策定を求めること。

（回答）

○ 「大阪府子ども条例」で定める基本理念により、市町村と協力して子ども施策を実施するとともに、市町村の条例制定の際には、技術的な助言等の支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

7. 【人権啓発、人権関連3法・3条例】

あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

①「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3法および大阪府人権関係3条例について、教育の役割が重要であることを認識し学校現場を支援するとともに、あらゆる研修でとりあげること。

（回答）

○ 府教育庁では、障がい者差別、民族差別、部落差別の解消のために、教育の果たす役割は重要であると認識しており、これまでも差別のない社会の実現に向けて、人権教育を推進してまいりました。

○ 今後とも障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の3法及び府人権関係3条例の趣旨を踏まえ、人権教育の推進に努めてまいります。

○ 市町村立小中学校に対しては、研修等において、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権3法及び大阪府人権関係3条例の趣旨について教職員や市町村指導主事に周知しております。また、実践研究協議会の開催等を通じて人権3法及び大阪府人権関係3条例の趣旨をふまえた教材や資料について周知するとともに、各校の実践を交流する等、人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、人権課題の解決をめざした人権教育をすすめることができるよう学校を支援しているところです。

○ 府立学校においては、「人権尊重の社会づくり条例」「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行等を踏まえ、2024（令和6）年3月に「教職員人権研修ハンドブック」を改訂しました。

○ 府教育センターでは、「初任者・新規採用者研修」、「10年経験者研修」、「府立学校校長研修」、「府立学校教頭研修」、「小・中学校校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「府立学校首席研修」、「小・中学校新任首席研修」、「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」、「府立学校リーダー養成研修」、「小・中学校人権教

育研修」、「府立学校人権教育研修」及び「支援教育研修」の中で、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の３法を取り上げ、法の趣旨や内容を説明しています。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

7. 【人権啓発、人権関連3法・3条例】

あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

②「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知するとともに、人権侵害の防止および被害者支援等に関する実効性ある施策を講じること。

（回答）

○ 大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022（令和4）年4月施行、2023（令和5）年10月改正）に基づき、不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

○ さらに、2024（令和6）年3月に「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を策定しました。

○ 専門相談窓口における被害者等への支援については、2023（令和5）年11月より、「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言等を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援を行っています。

○ 教育・啓発活動については、SNSを活用したターゲティング広告や、企業や学校等への出前講座、スポーツ組織と連携した啓発活動などを実施しています。

○ また、大阪府人権施策推進審議会のご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。

○ 今後とも、改正条例について、リーフレットを行政機関等に配布するほか、府ホームページやSNSでの情報発信などにより、引き続き府民への周知を図ります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

8. 【インクルーシブ教育基本方針】

「障害者基本法」、「第5次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、大阪府教育庁としての方針を示すこと。

（回答）

○ 府としましては、個々の障がいの状況や発達段階等に応じた指導・支援の充実を図ることと、すべての子どもの学びが保障されることが重要であると考えています。こうした考えのもと、大阪府では、2023（令和5）年3月策定の「第2次大阪府教育振興基本計画」において、「基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化」の重点取組として「障がいのある子どもたちの教育の充実」を掲げ、個々の障がいの状況や一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を提供できるよう多様な学びの場を設け、学びの連続性や相互連携の強化を図るとともに、地域における支援教育の専門性向上や小中学校等の校内支援体制の充実に向け、支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮することをお示ししました。

○ 今後も、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりを大切に、大阪府がこれまでから大事にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

9.【合理的配慮】

「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じるとともに、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 大阪府では、同法律が施行される以前より、小学校・中学校・義務教育学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の整備に向け、市町村を支援してまいりました。今年度も、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施し、学校看護師の人材確保や定着支援に取り組むとともに、医療的ケア児や学校教育法施行令 22 条の3に該当する児童生徒が転入学する際に必要となる施設整備に係る経費、外部人材の活用に係る経費、市町村教委が行う通学支援に係る経費について、その一部補助を行っています。

○ また、「令和6年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、支援を必要とする子どもの合理的配慮が適切に行われるよう指導することを明記しており、支援教育担当指導主事会等においても、同法律の施行等について周知しています。

○引き続き、各市町村をハード、ソフトの両面からサポートすることにより、「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の充実に努めてまいります。

○ 「バリアフリー法」の改正に伴い、バリアフリー化の推進に活用可能な国庫補助については、2021（令和3）年度より、補助率が引き上げられる等、国においても充実が図られているところです。

○ 今後とも、支援を必要とする子どもの合理的配慮の提供がなされるよう、働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 施設財務課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

10. 【ヘイトスピーチ】

「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットに書き込まれる人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対して周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために一研修用参考資料一」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をはかること。

（回答）

○ ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、許されないものと認識しています。

○ 大阪府としましては、2019（令和元）年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチを禁止する府の強い姿勢を府民に見える形で示すとともに、ヘイトスピーチは許さないという共通認識を社会に根付かせるため、府民向けリーフレットを活用するなどして啓発を行ってまいりました。

○ また、インターネットに書き込まれる人権侵害事象については、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022（令和4）年4月施行、2023（令和5）年10月改正）に基づき、プロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

○ さらに、11月を「ヘイトスピーチ解消条例啓発推進月間」及び「インターネット上の人権侵害解消推進月間」と定め、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、専門相談窓口の運営や、教育・啓発活動の集中的な取組を行っています。

○ 大阪府として、これらの取組を着実に進めることで、ヘイトスピーチをはじめ「不

当な差別的言動を許さない姿勢」を明らかにしていきます。

○ 府教育庁としては、教職員がヘイトスピーチについての理解を深め、人権尊重の精神を基盤に在日外国人に対する差別を許さない態度を培うとともに、すべての児童生徒に対して一層適切な教育を進めることが重要であると認識しています。2022（令和4）年には、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（2024（令和6）年改訂）を作成するとともに、ヘイトスピーチについて考える教材の指導のてびき等を作成・配付し、活用を進めているところです。加えて、2015（平成27）年に作成し、これまでに3度改訂（2017（平成29）年、2020（令和2）年、2024（令和6）年に改訂）を行った「ヘイトスピーチの問題を考えるために一研修用参考資料一」については、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行を踏まえ、引き続き市町村教育委員会及び府立学校への周知に努めるとともに、必要に応じて改訂を進めてまいります。

○ また、意図的でない場合であっても無理解や偏見による言動が差別となる場合があることについては、「人権教育 COMPASS」・人権教育リーフレット「アンコンシャス・バイアス」、「マイクロアグレッション」や大阪府教育センターで実施する人権教育研修で紹介しています。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課
教育庁 人権教育企画課
教育庁 市町村教育室 小中学校課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

11. 【不登校】

不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

①相談窓口の周知徹底や SC による支援体制の充実など、早期に対応するための具体的施策を講じること。また、不登校やその傾向のある子どもに対しては、学びや居場所を保障するための具体的施策を講じること。

（回答）

○ 児童生徒が夜間・休日も含めて 24 時間相談が可能な電話窓口や子どもが被害者となる事象への相談窓口として、「被害者救済システム」を設置しています。公立・私立の小・中・高の新一年生全員にカードを配布することともに、連絡会等の機会を通じてその周知に努めているところです。また、府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校で増加する相談ニーズに対応するため、2023（令和 3）年度から継続してきた小学校へのスクールカウンセラーの拡充について、2024（令和 6）年度からは全小学校に定期的に配置できるようさらに拡充しました。加えて、不登校やその兆しのある子どもへの対応として、2023（令和 5）年度から不登校等対策支援事業を実施し、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小学校 55 校、中学校 53 校に支援人材を配置しています。様々な要因が絡む不登校の対応について、「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー等専門家との連携、ICT 機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた学習面・生活面等における多様な支援を進めているところです。

○ 様々な困難を抱える生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えております。

○ 府教育庁では、生徒がいじめや不登校等さまざまな悩みについて相談可能な複数の相談窓口について周知しています。

○ また、府立高校の教育相談体制の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置しています。

○ さらに、今年度は不登校生徒の在籍率の高い府立高校に対して、スクールカウンセラーの配置回数を大幅に拡充したところです。

また、様々な事情から教室に入ることが困難な生徒等を対象として、校内にカフェや相談室等の機能を持った、いわゆる「居場所」を府立高校 15 校において設置してきました。

○ 「居場所」については、若者に対する進路支援・福祉的支援の実績やノウハウ等を持った NPO 等に運営を委託しており、中退率の減少といった成果が上がっているところです。

○ 今年度は子ども家庭庁の支援モデル事業費を活用し、新たに 2 校の府立高校に居場所を設置するとともに、すでに居場所を設置している学校においても、開設日を増やすなど、内容の拡充を図ったところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

11. 【不登校】

不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

②SC・SSW、関係機関や地域と連携し、包括的な支援をおこなうこと。

（回答）

○ 不登校児童生徒への対応として、政令市を除く府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、2024（令和6）年度より、政令市を除く府内公立全小学校にも、定期的な配置を行いました。また、学校と関係機関の連携を進めるため、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に配置できるよう、政令市、中核市を除く府内すべての中学校区への配置をめざして、市町村への補助を行っています。加えて、府内18市の教育支援センターに研究所加配教員を配置するとともに、市町村の教育支援センターを対象に「不登校対策ワーキング会議」を実施し、教育支援センターが域内の不登校対策の要となり、フリースクール等の民間施設や関係機関と円滑な連携を進められるよう研究を進めています。

○ 府立学校においては、SC及びSSW連絡協議会を年に複数回開催しており、その中でSC及びSSW間の連携や情報共有の重要性について周知しているところです。

○ また、府立学校では、不登校をはじめ様々な課題を抱える幼児、児童、生徒の支援に向けて、SCやSSW等の専門人材を活用し、校内の支援体制の構築を図るとともに、必要に応じて児童相談所や市・区役所等の関係機関と連携して支援を行っています。

○ SSWについては、本年度、高等支援学校5校と府立中学校2校を含む122校に配置しています。SSW未配置校においては、SSWSVの定期的な巡回等により、全ての府立高校が必要な時に専門家に相談できる体制を構築しています。

○ 引き続き、このような専門人材や関係機関と連携し、生徒一人ひとりに対し適切なアセスメントに基づいた支援を実施してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

11. 【不登校】

不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

③学校での継続的な学びを保障する観点から、すべての校種間で、家庭や子どもがおかれている状況や、連携している機関などの情報が共有できるよう施策を講じること。

（回答）

○ 校種間連携での接続時に、児童生徒に係る情報やこれまでの教育や保育の内容について共有する等、円滑な引き継ぎが為されるよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行っています。その際、児童生徒の状況やニーズを的確に把握できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について進めているところです。

○ 府立高校においては、入学者が在籍していた中学校に対し、本人・保護者の同意を得たうえで個別のヒアリング等を実施することにより、情報共有を図っています。

○ さらには、高校が生徒の状況や保護者のニーズを把握し、中学校、保護者、生徒の想いを受け止め、高校卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送れるよう、2014（平成26）年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しております。

○ このように収集した情報を基に、指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に進めているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

12. 【貧困等】

20 年3月策定「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。

①家庭の経済状況の厳しさ、地域の状況、ヤングケアラーであること等が、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている現状をふまえ、その実態や課題の共有・連携を関係機関や市町村とおこない、対策を講じること。

（回答）

○ 「子どもの貧困を考える関係課長会議」や「市町村子どもの貧困担当課長会議」において庁内関係部局や市町村と実態や課題を共有しながら生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進しています。

○ また、市町村との連携を強化し、困難を抱える子どもや保護者を支援につなぐ取組を進めており、引き続き、補助金や取組事例の共有等により市町村の取組を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

12. 【貧困等】

20 年3月策定「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。

②CSW を増員し、教育と福祉との連携をはかること。

（回答）

○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）については、「第5期大阪府地域福祉支援計画」に基づき、地域福祉・高齢者福祉交付金の市町村への交付を通じて、CSW の配置促進を図っております。

○ 福祉行政との連携については、SSW 連絡会の場を活用し、SSW、CSW 及び行政の担当者が協働の仕組みづくりについてグループワークを行うなど、市町村域と地域の双方での協働の体制づくりを促進しています。

○ また、市町村地域福祉担当課長会議においても、CSW 等の福祉分野の関係者と、SSW 等の教育分野の関係者の分野を超えた連携体制の構築を働きかけました。加えて、今年度は、市町村担当職員等を対象としたヤングケアラー支援研修を市町村単位で実施しており、SSW や CSW にも参加していただき、多機関連携に向けた関係構築を促しました。

○ 今後も引き続き、SSW・CSW、福祉行政が連携し、支援を必要とする子どもや子育て世帯へ、円滑に福祉サービスをつなぐことができるよう、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

12. 【貧困等】

20 年3月策定「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。

③SSW・SSWSVを増員し、学校現場にて、より効果的に活用できるよう施策を講じること。

（回答）

○ 市町村立小中学校については、2019（令和元）年度より政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にSSWを配置できるようにしました。併せて、府で雇用するSSWスーパーバイザーの処遇改善を行いました。

○ また、より効果的に福祉部局等関係機関と連携できるように市町村雇用のSSWを対象とした研修プログラムを実施して、府内全域のSSWの資質向上を図るとともに、SSW、スクールカウンセラー、スクールロイヤーによる地区別の連絡協議会を開催して効果的な多職種連携の在り方について協議を行っています。

○ 加えて2023（令和5）年度から、市町村のSSW事業構築や充実に係る検討会を開催し、府で雇用する市町村支援担当のSSWスーパーバイザー、市町村教育委員会、市町村雇用のSSWが参加し、市町村の課題を踏まえ、福祉との連携を含めた今後の事業の在り方について検討を重ねているところです。

○ 今年度、府立学校においては、高等支援学校5校と府立中学校2校を含む122校にSSWを配置しています。SSW未配置校においては、SSWSVの定期的な巡回等により、全ての府立高校が必要な時に専門家に相談できる体制を構築しています。ヤングケアラーをはじめ様々な困難に直面している生徒の支援など、SSWの必要性は高まっていることから、効果的な配置等の検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

13. 【いじめ】

いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、校内研修および日常の人権学習や学級集団づくりのとりくみをとおして、管理職をはじめ教職員の差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を高めていくよう、府立学校および市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。また、大阪府におけるいじめの実態を明確にし、その解決のための施策を講じること。

（回答）

○ 2023（令和5）年度問題行動・不登校等調査の結果によりますと、いじめ認知件数は市町村立小中学校で増加しています。いじめの解消率については、中学校では減少した一方、小学校では増加しています。2017（平成29）年3月の国「いじめ防止基本方針」改訂により、校種を超えての確認が必要であること、安易に解消とせず丁寧に見守りを行うこと等が必要であり、引き続き、すべての解消をめざして取り組みを進めたいと考えています。

	いじめ認知件数		いじめ解消率(%)	
	2022(R4)	2023(R5)	2022(R4)	2023(R5)
小学校	55,310	57,464	79.9	81.4
中学校	9,237	10,334	76.2	75.4

（政令市を含む公立小中学校）

○ 府教育庁としては、この間、いじめを乗り越えるために必要な力を子ども一人ひとりに育むため、様々な資料を作成し、各学校で効果的に活用できるよう、教員を対象の研修を実施するなど、いじめの未然防止に取り組んできました。

○ また、2017（平成29）年3月の国「いじめ防止基本方針」の改訂に伴い、学校いじめ防止基本方針につきましても各学校において機能的に取り組まれているか、市町村ヒアリングで確認しているところです。

○ 加えて、2019（令和元）年6月に、学校のいじめ対応について、すべての教職員が改めて確認・見直しを行うよう、「いじめ対応セルフチェックシート」を作成・配付し、各学校での活用を促しています。

「いじめ対応プログラム」2007（平成19）年6月

「いじめ対応マニュアル」2012（平成24）年12月

「問題行動対応チャート」2013（平成25）年8月

「いじめ対応セルフチェックシート【学校用】【教員用】」2019（令和元）6月

○ 併せて、児童生徒の悩みの相談や心のケアのため、府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校で増加する相談ニーズに対応するため、2023（令和3）年度から継続してきた小学校へのスクールカウンセラーの拡充について、2024（令和6）年度からは全小学校に定期的に配置できるようさらに拡充しました。児童生徒が相談できる体制として、夜間・休日を含めて24時間対応が可能な電話相談窓口や子どもが被害者となる事象への相談窓口として「被害者救済システム」を設置しています。

○ 今後とも「いじめは人間として許されない行為である」「いじめは誰にでも、どの学校でもおこりうる」との認識のもと、人権が尊重された教育を推進するとともに、いじめに対しても、各学校が校内組織体制を整備し適切に対応できるよう、市町村教育委員会に対して引き続き指導してまいります。

○ さらに、虐待・いじめ等の深刻な、あるいは深刻化する可能性のある事案については、2020（令和2）年度から、いじめ虐待等対応支援体制構築事業として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等からなる緊急支援チームを、市町村教育委員会の要請に応じて派遣し、市町村及び学校への支援を行っています。加えて本事業では、府内24中学校に非常勤講師を、府内40小学校に教員OBの支援人材を配置し、生徒指導機能の充実を図っています。引き続き、より適切な子ども支援のための方策を検討してまいります。

○ 高等学校におきましては、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から、大阪府立高等学校におけるいじめの認知件数は475件、不登校生徒数は4,752人、暴力行為の発生件数は329件となっております。これらの課題解決に向けましては、高校入学後の生徒の定着を図る観点から、出身中学校との連携、生徒同士や教員との人間関係作り、基礎学力の充実といった取組みを進めるとともに、スクールカウンセラーを活用し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアにも努めているところです。

○ 2023（令和5）年度から、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」といじめアンケートを統合し、年間3回以上の実施としました。アンケートの実施に伴い教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態を分析し、未然防止対策に努めております。

○ さらに今年度は、いじめやいじめの疑いが生じた際に、どのような初期対応を行うべきかをまとめた「いじめ初期対応のてびき」を発出し、本てびきを活用して校内研修等を実施するよう指示しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

14. 【虐待】

「児童虐待防止法」、「児童福祉法」をふまえ、子どもに対する虐待防止に努めるとともに、家庭支援をおこなうこと。また、子どもへの虐待について教職員の認識を深めるとともに、虐待を受けている子どもたちの SOS を見抜く力や迅速かつ適切な対応ができる力を身につけるための研修をおこなうこと。

（回答）

○ 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、複雑困難化している児童虐待問題等に対応するため、子ども家庭センターでは、2016(平成 28)年度から介入を中心とする相談対応課と、支援を中心とする育成支援課を設置しました。

○ 子ども家庭センターの体制強化については、2019（令和元）年に児童福祉司の増員計画を策定し、計画的に増員を進めているところですが、近年の児童相談所設置予定の中核市等による専門職の積極的な採用等による採用環境の変化や、中核市の児童相談所設置による府児童福祉司の必要人数の減少が見込まれることを踏まえ、令和7年度より、より質の高い人材確保と、若手職員の一層丁寧な育成体制の確保を図るため、毎年20人程度の増員を、毎年10人程度の増員に見直しました。

○ また、法的対応の専門家である弁護士や、子どもの受傷原因を診断する医師等からなる「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」と連携するとともに、子ども家庭センターに警察官OBを配置しています。

○ さらに、2019（令和元）年8月に知事を座長とする大阪児童虐待防止推進会議を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応のためのオール大阪での取り組みを進めています。

○ 家庭支援については、地域での見守りや市町村の役割が重要であり、要保護児童対策地域協議会を中心に取り組んでおり、今後とも、児童虐待の防止に向け全力で取り組みます。

○府教育センターでは、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「小・中学校人権教育研修」、「幼児教育人権研修」及び「府立学校人権教育研修」の講義等の中で、虐待を受けている子どものサインに気付くことや関係機関等との連携について認識を深めています。

○ また、2014（平成26）年、2015（平成27）年及び2021（令和3）年に「人権教育リーフレット 子どもの虐待」を作成・改訂し、府内小・中・高等・支援学校に配付しています。

○ 小・中・高等・支援学校の初任者研修においても、児童虐待の現状や学校における対応、学校と福祉との連携について理解を深めています。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

15. 【自死】

大阪府・大阪府教育庁として子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。

（回答）

○ 2022（令和4）年10月に見直しされた国の「自殺総合対策大綱」に基づき、2023（令和5）年3月に「大阪府自殺対策計画」を策定、「子ども・若者の自殺対策を推進する」を新たに重点施策に位置づけ、庁内外の関係機関と連携し、必要な対策に取り組んでいます。

○ 府教育庁としては、国事業を活用し、24時間電話相談やLINE相談などの相談窓口の充実を図るとともに、府内全小中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、子どもたちが相談しやすい環境を整えています。併せて、各学校において、子どもたち一人ひとりの自尊感情を高め、自他の人権を尊重し、子ども同士のつながりを作り出すため、ホームルームや行事等を通じた人間関係づくりや、互いを認め合う集団づくりを進めるよう、市町村教育委員会に対し指導助言を行っているところです。

○ なお、文部科学省からの通知にあった「長期休業日が終了した学期初め等の時期において、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから教職員等が連絡・協力し法及び法に基づく国の基本方針に沿って対応すること」などを各学校へ周知を行うよう市町村教育委員会に改めて通知しています。

○ 府立高校におきましては、生徒同士のつながりを作り出す入学段階での宿泊研修や学校行事、部活動等を通して、互いに違いを認め合う集団づくりを進めています。また、生徒へのアンケート「いじめ等に関するアンケート調査」、「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態把握に努めています。

○ さらに、2014（平成26）年度から、すべての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じていること等について入学時の早い時期に把握し、生徒が安全で安心な学校生活をおくることができるように引き続き努めてまいります。

○ 私立学校においても、各学校が教科学習や道徳・総合的な学習（探究）の時間・特別活動との関連を図りながら、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感することができる教育を進めているところです。引き続き、教職員と子どもとの間に信頼関係を構築する取り組みをはじめ自殺予防についての組織的な対応を、校長会等を通じ、私立学校に求めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【子どもへのハラスメント】

教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。

①人権侵害が発生した場合の組織的な対応体制について明らかにすること。また、相談員の研修の充実をはかること。

（回答）

○ 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」においては、「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。」と示されています。

○ また、「人権教育推進プラン」においても、「人権が尊重された教育」として、「学校教育においては、教科指導、進路指導、生活指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。」と示しています。

○ 2023（令和5）年3月、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。

○ 教職員等による児童生徒等に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント等については、児童生徒等の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものであると認識しています。

○ そのため、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害への防止策としまして、「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」や体罰防止マニュアル等を作成し、各学校においても研修の充実が図られるよう、各市町村教育委員会へ指導をしています。2021（令和3）年7月には、「教職員等による児

童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み（教育委員会用・学校園用）」を作成し、予防的な取組みや万が一事案が発生した際の対応について記載した資料を市町村教育委員会及び小中学校に配付しました。

○ また、2022（令和4）年に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和5（2023）年改正）及び基本的な指針（令和5（2023）年改訂）について、あらゆる機会を通じて周知しているところです。

○ 万一、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害が発生した場合には、被害児童生徒等へのケアを第一に行い、加害者に対する指導や再発防止の検討等について市町村教育委員会、関係各課と連携しながら対応を行っていきます。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【子どもへのハラスメント】

教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。

②20 年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の2次被害が生起しないよう配慮すること。

（回答）

○ 被害を受けている生徒を守ることと併せて、教職員等によるセクハラの未然防止や意識の向上につなげるため、2020（令和2）年度より「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施しており、2022（令和4）年度からは Web でのアンケートを実施することによりいつでも、何回でも被害の相談ができるようになりました。また、毎年結果を取りまとめ検証を行っています。本アンケートについては、二次被害等が生起しないよう、配付する際には「回答をしたくない（出したくない）場合は提出する必要がない」旨を説明するなどの配慮を行うよう周知しています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課
教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【子どもへのハラスメント】

教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。

③部活動における体罰やあらゆるハラスメントの実態を把握し、対策を講じること。

（回答）

○ 教職員等による児童生徒等に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント等については、児童生徒等の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものであると認識しています。

○ そのため、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害への防止策としまして、「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」や体罰防止マニュアル等を作成し、各学校においても研修の充実が図られるよう、各市町村教育委員会へ指導をしています。

○ 万一、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害が発生した場合には、被害児童生徒等へのケアを第一に行い、加害者に対する指導や再発防止の検討等について市町村教育委員会、関係各課と連携しながら対応を行っていきます。

○ 府立学校につきましては、2023（令和5）年度から、児童生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」と「いじめアンケート」を「いじめ等アンケート」に統合しました。本アンケートを年間3回以上の実施とし、教育相談の窓口を周知するとともに、部活動を含む学校生活における、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態の把握に努めております。また、教育センターにおいて、府立学校の教職員に対して「セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会」を実施しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課
 教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 教育振興室 保健体育課
 教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【子どもへのハラスメント】

教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。

④「子どもを守る被害者救済システム」の広報と、さらなる充実に努めること。

（回答）

○ 「被害者救済システム」については、教職員によるセクシュアル・ハラスメント、いじめ等の被害にあった児童生徒や保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け付け、第三者的立場から解決に向けた支援を行うシステムであり、子どもの人権侵害の適切な対応と未然防止のため、政令市、私立学校も対象に加え、継続しています。

○ また、生徒指導担当指導主事会においてリーフレットを配付し、各市町村教育委員会の指導主事に周知するとともに、府教育庁のホームページでも、保護者をはじめ、広く府民に周知しています。

○ 加えて、2018（平成30）年度から子ども専用ダイヤルとして、発信者に通話料がかからないフリーアクセスの回線を設置し、子ども向けに周知用のカードを配付して、子ども自らが相談をしやすい体制を整備し、市町村教育委員会を通じて、各校への周知に努めています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

16. 【子どもへのハラスメント】

教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。

⑤子どもの人権尊重の観点から、「性の教育」をはじめ、子どもをエンパワメントするとりくみを実施するよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 府教育庁としては、2019（平成31）年2月に「性に関する指導」参考資料「ひとり一人の生と性」を作成、性に関する指導普及研修（2020（令和2）年2月）では、その参考資料の活用事例について実践発表することで、学校において効果的な性に関する指導の充実が図れるよう努めています。

○ また、「性教育指導事例集―わたしを生きる―」（2003（平成15）年作成）の活用についてを、「指示事項」「指導助言事項」に示し、府立学校及び市町村教育委員会に対して指導しているところです。

○ また「生命（いのち）の安全教育」については、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育・啓発内容の充実、相談を受ける体制の強化等の取組みの充実が、さらに重要だと認識しております。

○ 2023（令和5）年3月、国において、これまでの集中強化期間による取組みを継続・強化するため、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置づけ、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が示されました。また、2023（令和5）年7月には改正刑法が施行されるとともに、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、公表されました。このような国の動きを受け、「生命（いのち）の安全教育」については、2024（令和6）年7月にオンデマンド開催した学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会において、取組みを進めるよう依頼したところです。また、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪などの性犯罪関係の法改正に係る啓発についても協力依頼をさせていただきました。「性に関する指導」については、2024（令和6）年11月22日に性に関する研修会を開催する予定です。引き続き、「性に関する指導」及び「生命（いのち）の安全教育」については、学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会などを通じて、取組みを進めるよう周知してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

17. 【「性的指向・性自認」(SOGI)】

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」をふまえ、教職員および府民が性の多様性についての理解を深めるための施策を講じるとともに、差別解消にむけての具体的とりくみをすすめること。

（回答）

○ 性的マイノリティの人権問題についての社会の理解が十分進んでいない中、府として性的指向や性自認を理由とした差別は許されないとの姿勢を示すとともに、性的マイノリティの人々に対する理解の増進を図るため、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定しました。

○ 本条例に基づき、啓発リーフレットの配布や、映画館での啓発動画の上映等、広く府民の理解増進に向けた取組みを進めています。

○ 今後とも、関係部局等と連携の下、市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

○ 大阪府教育庁では、条例の施行を受け、学校現場でも性の多様性に関する理解を積極的に進めていくため、庁内にワーキンググループを立ち上げ、有識者も交えて検討を重ねた結果、教職員向けの啓発資料として、2020（令和2）年4月に「性の多様性の理解を進めるために」を作成し、府立学校及び各市町村教育委員会へ発出しました。以降、研修等を通じて、その周知を続けています。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課
教育庁 人権教育企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

18. 【人権教育の継承・管理職の課題】

世代交代がすすむなかで同和教育・人権教育を継承し、創造していくための大阪府教育庁としての認識・施策を明らかにするとともに、とりわけ管理職が職場の「指摘しあう関係性」や「高めあう教職員集団」をつくるための方策を示すこと。

（回答）

○ 経験の少ない教員が増加していること、また外部人材の活用などで多様な職員が学校の取組みに参画されていることから、教職員の豊かな人権感覚の育成等、その資質向上を図ることは重要な課題であると認識しています。その認識に基づき、人権教育の原点に立ち戻り、あらゆる差別を許さず、すべての教育活動を人権尊重の視点をもって進めていくことを教職員に求めるため、2020（令和2）年9月、府教育長によるメッセージ「教職員の皆さんへ」を府立学校及び各市町村教育委員会へ発出し、活用をお願いしたところです。

○ また、2023（令和5）年3月には、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。

○ 学校におけるすべての教育活動は、子どもたちが安心して学べる環境の中で行われ、子どもたちの自己実現の支援として展開されなければならないと認識しております。

○ そのため、2018(平成 30)年度より市町村教育委員会及び小中学校に対して、人権教育の観点を大切にした研究授業等を通して、教職員が人権について話し合える機会をもつよう伝えているところです。2020(令和2)年度より、小中学校ともに研究授業の実施率は100%となっており、引き続き取り組んでまいります。

○ 2021（令和3）年度からは課題別の研究協議会を実施し、人権教育の観点を大切にした研究授業及び協議を通して、教職員が互いの人権感覚を高め合う取組みを推進しております。

○ また、学校での取組みを進めるために、人権教育プログラムや教材集・資料を作成・配付するとともに、2012(平成24)年度より、実践研究協議会を開催し実践を交流することにより、学校での人権教育の取組みを進め、指導方法等の充実を図っております。

○ これらのことについて、「小・中学校長人権教育研修」「小・中学校教頭人権教育研修」で周知し、各小中学校での取組みの推進を働きかけています。

○ 今後も、すべての教職員の指導が「人権が尊重された教育」として行われるように、市町村教育委員会及び学校に対して指導してまいります。

○ 府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、さまざまな人権に関する研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実を図っております。

○ 管理職に対しても、教職員が日々相互に資質を高め合う職場環境づくりに努めるよう指示しています。こうした観点に立って管理職がリーダーシップを発揮できるよう、府教育センターにおいて、人権が尊重される学校経営や組織マネジメント、人材育成についての研修を実施しております。

(回答部局課名)

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

19. 【任用と研修】

管理職、指導主事、首席、指導教諭等の任用については、人権感覚の鋭さ、同和教育・人権教育等の実践を重視すること。また、管理職の鋭い人権感覚・適切なリーダーシップの発揮等、管理職研修の充実を大阪府教育庁としてはかり、市町村教育委員会に対して指導・助言すること。さらに、新規教職員の採用においても、人権感覚の鋭さ・豊かさを重視して採用をおこなうこと。

（回答）

○ 管理職、指導主事、首席、指導教諭等の任用については、面接試験等において人権感覚や人権意識についても、適性を見極めるよう努めているところです。さらに任期付校長については、採用予定者研修においても、人権をテーマとした研修を取り入れているところです。

○ 「小・中学校長人権教育研修」や「小・中学校リーダーシップ養成研修（管理職登用予定者対象）」においては、管理職経験者による講義等を通して、学校におけるOJT 機能や組織としての対応の大切さについて管理職の教育実践から学ぶなど、管理職研修の充実に努めているところです。

○ 教員採用選考においては、従来から基本的人権を尊重し、公平な立場で児童生徒の指導ができる教員を求めて選考テストを実施してまいりました。今後とも、人権尊重の教育について正しい認識を持った優秀な教員の確保に努めてまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

20.【多部局にわたる人権侵害事象】

多部局にわたる課題を有する人権侵害事案が生起した際の大阪府としての対応策・体制を明らかにすること。

（回答）

○ 多部局にわたる人権侵害事案については、関連部局による迅速な解決につなげるべく、人権局が事実確認や対応スケジュールの共有化等の総合調整機能を果たすとともに、その調整・対応経過等を参考事例として各部局へ情報提供を行うことにより、連携の円滑化を図ってまいります。

○ また、事案の情報が、人権局兼務職員等を通じて円滑に人権局に提供されるよう、府職員が事案を察知した場合の対応例を作成・提示し、兼務・併任職員会議の都度、周知徹底を図っているところです。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

21. 【リバティおおさか】

大阪人権博物館（リバティおおさか）と協力・連携するとともに、人権に関する教職員の研修や府民への啓発等、リバティおおさかの事業や資料の活用を促進すること。

（回答）

○ リバティおおさかは、あらゆる人権問題の歴史的資料を収集保存、展示公開することによって、生きた教材・学習の場を提供する役割を果たしてこられています。府教育庁といたしましては、2015（平成27）年6月に「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」を作成し、市町村教育委員会及び府立学校に対して送付しました。

○ また、「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の中でリバティおおさかの有効活用について指示、指導助言するとともに、府民に対しては、大阪府PTA協議会等を通じてリバティおおさかの周知及び企画展の広報などを行ってまいりました。

○ 引き続き、市町村及び府民に対し周知するなどリバティおおさかの事業や資料の活用促進に努めてまいります。

○ 府教育センターでは、初任者・新規採用者研修において、リバティおおさかについて、その意義や役割について説明しています。また、今年度は初任者研修開催時に合わせて、大阪府教育センターでリバティおおさかのパネル展示を行いました。今後も人権教育研修等におけるリバティおおさかの資料等の活用について引き続き検討してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

22.【教育研究会への支援】

24年2月策定の大阪府「在日外国人に関わる教育における指導の指針」をふまえるとともに、これまでの在日朝鮮人教育を後退させることなくすすめること。また、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置の拡充および「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。

（回答）

○ 府教育庁では、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」をふまえて在日外国人教育を推進してきたところです。

○ また、昨年には、「大阪府在日外国人施策に関する指針」が約20年ぶりに改正されました。

○ 教育現場でも、同様にこの間、在日外国人生徒の増加や国籍の多様化に伴って、日本語指導や母語・母文化支援の必要性が増すなど、求められるニーズや対応すべき課題が大きく変化しているところです。

○ 府教育庁においては、府の改正を踏まえ、2024（令和6）年2月、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定し、同年同月に府立学校及び各市町村に周知したところです。

○ 本指針の内容の具体化として位置付けている「在日外国人教育のための資料集(DVD) 増補版」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に指導助言を行うとともに、人権教育主管課長会や研修会等において、学校の教育活動での具体的な活用方法を示すなどし、指針をふまえた教育が充実するよう指導を行っています。

○ 今後、さらなる外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用について働きかけるとともに、教職員が在日外国人生徒等に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての生徒等に対し、人権尊重の精神に基づいた適切な教育が行われるよう働きかけてまいります。

○ また、大阪府在日外国人教育研究協議会（府外教）や大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）は、本府の在日外国人教育・国際理解教育の充実にとって大きな役割を果たしていると認識しています。今後とも研究組織の独自性や専門性を尊重し、連携を一層深め、在日外国人教育の推進に努めてまいります。

○ さらに、府教育庁といたしましては、各単位外教の未設置市町村（14市町村）及び府外教未加盟市（4市）に対して、設置や加盟を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

23. 【子どもの安全・健康・給食課題】

健康・給食にかかわる課題については、子どもたちの安全や人権を守る施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

①フッ化物洗口・塗布、予防接種等の医療行為を学校で一斉におこなうことがないようにすること。

（回答）

○ 国（厚生労働省）においては、う歯予防により効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を作成し、周知しております。

○ 同ガイドラインには、フッ化物洗口を学校で集団実施する場合は、「学校歯科医の指導のもと、安全性等を確保して実施すること」「事前に水で練習させること」など、安全に実施するための方法等が示されております。府教育庁においては、文部科学省通知を踏まえ、学校においてフッ素化物洗口を実施する場合には、ガイドラインを参考にするよう府立学校、市町村教育委員会に対して、周知しております。

○ また、各学校に配布している「「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり令和元年度改訂」（2020（令和2）年 公益財団法人日本学校保健会発行）には、「学校歯科医の管理と指導の下に、教職員や保護者等がその必要性を理解し、同意が得られるようにするなどして、しっかり手順を踏んで実施する必要」があると示されております。

○ フッ化物洗口等を実施する場合には、「ガイドライン」等を参考に、本人、保護者等に適切に対応するよう、指導・助言してまいります。

○ 定期予防接種については、予防接種法に基づき市町村長が実施するものであり、1994（平成6）年の予防接種法及び結核予防法の改正により、医師が医療機関で行う個別接種が原則となりました。一方、個別接種により実施しがたい場合は集団接種ができるとされています。定期予防接種については、市町村長が判断するものですが、集団接種を実施する場合は、市町村教育委員会に対して、法に基づき適切に対応するよう指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

23. 【子どもの安全・健康・給食課題】

健康・給食にかかわる課題については、子どもたちの安全や人権を守る施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

②「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の活用を促すこと。アレルギー対応は子どもの命に直接関係することから、早急に大阪府教育庁として人的配置等の環境整備を講じること。なお、食における合理的配慮について現場支援につながる施策を講じること。

（回答）

○ 学校における食物アレルギー事故防止の取組みを一層推進するため作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」については、より学校で活用しやすいものとするため2022（令和4）年3月に改訂し、各様式やチェック表、記入例の追加等を行いました。引き続き、アレルギー事故の防止に向け各府立学校、市町村教育委員会に対し活用するよう依頼したところです。

○ 学校における食物アレルギー、特に学校給食でのアレルギー対応や支援学級等での給食への合理的配慮の実施にあたっては、栄養教諭の役割が重要であると考えており、給食の実施方法や生徒児童数に関わらず栄養教諭を各校1名配置とするよう、府として国に対し要望をしたところです。

○ 食物アレルギー対応は、個人の努力や良心に任されるものではなく、児童生徒の安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーのある児童生徒を受け持つ学級担任だけでなく、管理職をはじめとする全ての教職員が組織的に対応することが重要であることから、さまざまな機会をとらえ、適切に指導をおこなってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

23. 【子どもの安全・健康・給食課題】

健康・給食にかかわる課題については、子どもたちの安全や人権を守る施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。

③中学校給食は、安全・安心で教育的意義のある給食が子どもたちに提供されるよう市町村教育委員会に指導・助言すること。

（回答）

○ 中学校給食については、学校給食法に基づき、学校の設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせて、実施形態や運営形態を決定し実施しているところです。

○ また、民間調理場活用方式により学校給食を実施している市町村における、委託事業者に対する安全面や衛生面での指導については、一義的には学校給食の実施主体である市町村において行うべきものと考えておりますが、今後とも各市町村が安全・安心でより良い給食を実施するよう学校給食主管課長会議などさまざまな機会をとらえ、適切に指導・助言を行っていきたいと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

24.【健康診断】健康診断は、人権の観点を重視するとともに、以下のことにとりくむこと。

①色覚検査は、学校で教職員がおこなうべきではなく、定期健康診断項目外の検査であることの確認・徹底を市町村教育委員会に周知すること。

（回答）

○ 色覚検査については、一律一斉に実施するものではなく、学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別の検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えるとともに、特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、保護者等へ周知徹底を図るよう市町村教育委員会に対し指導しており、2019（平成31）年4月にも通知等を行ったところです。引き続き、学校保健主管課長会など様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

24.【健康診断】健康診断は、人権の観点を重視するとともに、以下のことにとりくむこと。

②教職員が色覚特性を知り、色のバリアフリーをすすめるための研修をおこなうこと。

（回答）

○ 養護教諭を含む初任者・新規採用者に対しては、「初任者・新規採用者研修の手引」の中で、色覚検査の趣旨の記述に加え、「教職員は教育活動の全般にわたり、色の見分け方が困難な児童生徒が必ずいるという前提で、色覚特性について正しい知識をもって児童生徒に接するとともに、必要な場合には個別相談に応じ、適切な対応を心がけることが必要」等を示し、資質向上を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

24.【健康診断】健康診断は、人権の観点を重視するとともに、以下のことにとりくむこと。

③決められた数値や「あるべき健康な身体」にあわせた治療の強制や、生活規制の強要をおこなわないよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 「学校保健安全法施行規則の一部改正」等に伴い、座高の検査が必須項目から削除され、成長曲線の活用により児童生徒等の発育を評価することとなりました。さらに、四肢の状態の検査が必須項目に加わったことで、成長過程にある児童生徒等の脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりに結び付けることとなりました。府教育庁としては、各学校における児童生徒等の健康診断及び事後措置等が人権に配慮されながら適正かつ円滑に実施され、適切な保健管理の実施と指導の充実が図られるよう、引き続き市町村教育委員会を指導・助言してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

24.【健康診断】健康診断は、人権の観点を重視するとともに、以下のことにとりくむこと。

④学校健診記録を「ビッグデータ」として提供・活用することについては、慎重に対応すること。外部団体からのさまざまな調査については、調査内容を大阪府教育庁として精査すること。また、提供したデータは、慎重にとり扱うよう要請すること。

（回答）

○ 学校健診記録を「ビッグデータ」として提供・活用することについては、慎重に対応するとともに、外部団体からの調査についても、内容を精査し、提供するデータについても、慎重に取り扱うよう要請してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

25. 【就学時の健康診断】

17 年改訂「就学時の健康診断マニュアル」は、公益財団法人である日本学校保健会が作成したものであり、マニュアルにそった実施を強制するものではないことを市町村教育委員会に周知すること。就学時健康診断については、93 年の確認（ア. 受診義務はない。イ. 就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない。ウ. 保護者の意向を尊重する。エ. 精密検査の受診についても強制はしない。オ. 前記事項を市町村教育委員会に指導する。）を周知徹底すること。

（回答）

○ （公財）日本学校保健会が作成した「就学時の健康診断マニュアル」については、参考となる部分があるものの、一部誤解等を与える記載があり、取り扱いについては、参考としての対応とし、実際の就学時の健康診断の際には、各市町村教育委員会において適切に実施するよう周知しています。

就学時の健康診断については、受診義務はないこと、就学時の健康診断をもとに振り分けをおこなわないこと、保護者の意向を尊重すること、精密検査の受診についても強制はしないことを示すなど、適切に実施されるよう、引き続き、市町村教育委員会を指導・助言してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

26. 【テスト】

国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

①「全国学力・学習状況調査」（国学テ）の結果公表については、自治体や学校の序列化・過度な競争にならないよう、また、学校選択等の資料としないよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについては、市町村教育委員会や学校が自らの判断により結果を公表する際には、結果数値だけではなく、教育活動の取り組みの状況や今後の改善方策をあわせて示すなど、丁寧な説明を行うよう、本調査の実施要領に基づき指導を行っているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

26. 【テスト】

国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

②「小学生すくすくウォッチ」（すくすくテスト）および児童アンケートについては、廃止も含め調査内容、結果のとりあつかい等について子どもたちへの過度な負担とならないよう配慮すること。また、自治体や学校の序列化・過度な競争につながらないよう市町村教委に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 小学生すくすくウォッチについては、子どもたち一人ひとりが自らの強み等を知り、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を向上させ、これからの社会を生き抜く力を着実につけることを目的として実施しております。そのため、アンケート結果からわかる子ども一人ひとりのよさやすくすくウォッチの解答状況にあわせた学習アドバイスなどを記載した「ウォッチシート（個人票）」を児童に配付しています。

○ 今後、結果分析を進めていく中で効果的な取組みを見出すとともに、市町村等から好事例の聞き取り等を行い、発信していくことで府内小学校での取組みの充実につなげてまいりたいと考えております。また、結果の取扱いについては、序列化や教員の評価につながることをないように、市町村への説明等を進めているところです。

○ 次年度の実施にあたっては、その趣旨や目的等を、市町村に対して丁寧に説明し、協力していただく予定です。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

26. 【テスト】

国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

③調査書の「評定」にかかわって、公平性を担保するための方策として活用している「チャレンジテスト」により、点数学力に特化され、各教科の評価や授業内容、年間指導計画等に大きな影響を及ぼしている。テストの結果をもとに、目標に準拠した評価（絶対評価）を学校間で相対的に比較する制度には、子どもたちの排除につながる等の問題点がある。「チャレンジテスト」に関わる問題点や課題を総括的に検証するとともに、廃止も含めた制度の見直しをはかること。

（回答）

○ 中学生チャレンジテストについては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力状況を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、府立学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することなど、実施要領に示した5つの目的に沿って実施しております。

○ 各市町村においては、実施要領に基づき、テスト結果は学力の一側面であることを踏まえ、教育の課題の改善の取り組みを進めるものと認識しております。

○ 平成28年度入学者選抜より、調査書の評定に目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を導入することとし、その公平性を担保するため、2014（平成26）年度の中学2年生が参加したチャレンジテスト及び平成27年度全国学力・学習状況調査を活用する府内統一ルールを定めました。平成29年度選抜から、大阪独自の中学3年生チャレンジテストを、府内統一ルールのために活用することとしました。また、府民にとって分かりやすい制度となるよう、2020（令和2）年度から府内統一ルールを部分的に変更しました。

○ 今後も、市町村教育委員会、中学校、高等学校等の各方面から御意見をいただきながら、調査書評定の絶対評価の公平性の担保について、研究を重ねてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

26. 【テスト】

国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

④「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（国体テ）の結果公表については、自治体や学校の序列化・過度な競争にならないよう、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果については、子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であり、市町村教育委員会や学校が自らの判断により結果を公表する際には、体力合計点について数値の一覧での公表や、順位を付した公表を行わないよう、本調査の実施要領に基づき指導・助言を行っております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

26. 【テスト】

国連子どもの権利委員会は、19年に「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本政府に勧告した。とくに、学力調査等が、過度な事前対策や詰め込み型の学習につながり、子どもたちに競争原理をおしつけ、子どもたちの学校生活や学びに問題が生じている。子どもたち一人ひとりの「ゆたかな学び」の保障の観点から、以下のことにとりくむこと。

⑤「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」（小学3・4年生スポーツテスト）の実施が、事前対策や数値向上策につながり、子どもたちの学びに多大な問題が生じている。問題点や課題を総括的に検証するとともに、廃止を含めた事業の見直しをはかること。

（回答）

○ 「ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）」は、各市町村教育委員会の協力のもと、ともに小学生の体力向上をめざす取組みで、児童の運動課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組みに早期に着手できるよう、1学期中での実施にご協力いただいているところです。

○ 子どもたちが一人一台端末を活用し、直接記録を入力すると、自動でデータの集計・分析ができ、画面上で個人結果票を見ることができます。さらに、個人の結果に応じて児童に向けてはつきたい力に対する運動遊び等が提示されることから、経験の浅い教員でも子どもたちの課題を踏まえた具体的な取組み等を進めることができます。

○ 結果の分析や取組状況については、引き続き市町村教育委員会と連携するとともに、大学等とも連携することで課題を検証し、児童及び教員に対し効果的な支援につながるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

27.【高校入試】

入学者選抜におけるこの間の制度改変が、学校現場に大きな影響を与えている。有識者も含めた幅広い層による議論や現場の意見をふまえ、大阪府教育庁としての課題認識と今後の方向性を明らかにし、中学校での進路指導をはじめ中学校・高校現場の教育活動に混乱をきたさないよう、現場に即した指導・支援をおこなうこと。

（回答）

○ 2016(平成28)年度以降の高等学校の入学者選抜制度については、2014(平成26)年11月に「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針」を決定し、令和6年度入学者選抜については、選抜方針及び実施要項を定め、市町村教育委員会、中学校、高等学校を対象に説明会を開催するなど、丁寧に制度の周知を図り、本年2月、3月に入学者選抜を実施いたしました。

○ 令和7年度選抜については、本年3月に選抜方針を定め、6月に市町村教育委員会や中学校の校長を対象に説明を行いました。また、10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校進路指導担当者などを対象に説明を行いました。

○ 新たな選抜制度については、学校教育審議会の答申で示された、生徒・保護者の多様化するニーズに応える府立高校改革のあり方を踏まえた選抜制度となるよう、中学校等関係者からの意見を丁寧に伺いながら、具体的な制度設計を進めてまいります。

○入学者選抜制度の改変に伴い、進路指導の一層の充実が必要なことから、府内各地区の進路指導の核となる中学校の担当教員からなる進路指導地区代表者連絡会を年5回開催して、情報の収集や共有などを行うことで、中学校における進路指導、生徒の進路選択の支援に努めているところです。

○また、1年めの中学校進路指導担当教員は悉皆とする「中学校進路指導担当者連絡会」を開催し、一人ひとりの生徒を大切にしたい進路指導や入学者選抜に関する業務についての理解を深めています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 高校改革課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

28.【高校教育のあり方】

地域とのつながりや中高連携を大切にした学校づくりをすすめること。また、学校教育審議会の答申や議論をふまえ、高校進学希望者全入の実現をめざしたすべての子どもの進路保障として、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応する役割を果たす長期計画を策定すること。そして、「高校適格者主義」の見直しなど、すべての子どもの学習機会、学習環境の整備を第一義とした、今後の高校教育のあり方について方向性を示すこと。

（回答）

○ 2016(平成 28)年度以降の高等学校の入学者選抜制度については、2014（平成 26）年 11 月に決定した「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針」において、以下の基本理念を掲げています。

- ・高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- ・高等学校が自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求めることができること
- ・中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- ・受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

○ これに基づき、令和6年度入学者選抜について、選抜方針及び実施要項を定め、市町村教育委員会、中学校、高等学校を対象に説明会を開催するなど、丁寧に制度の周知を図り、本年2月、3月に入学者選抜を実施いたしました。

○ 令和7年度選抜については、本年3月に選抜方針を定め、6月に市町村教育委員会や中学校等の校長を対象に説明を行いました。また、10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校進路指導担当者などを対象に説明を行いました。

○ 引き続き、市町村教育委員会、中学校、高等学校等の各方面から御意見をいただきながら、円滑な選抜が実施できるよう努めてまいります。

○ また、今年8月、大阪府学校教育審議会から「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度の在り方」について答申が示されました。今後、この答申を踏まえ、今年度内を目途に、検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課
教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

29. 【部活動】

スポーツ庁・文化庁は、公立中学校の休日の部活動については、2023 年度から 2025 年度までの 3 年間で改革推進期間として地域移行に段階的にとりくみ、可能な限り早期に実現することをめざすとしている。子どもの選択の自由を保障することを前提に、練習の長時間化や過熱化、保護者の費用負担、指導者確保などの課題に適切に対応すること。

（回答）

- 現在、地域移行に関する国のモデル事業を府内 10 市で実施いたしております。
- 参加した生徒からは、専門性の高い指導を受けられるといった声や、教員の負担軽減といったメリットが報告される一方、受け皿の整備や指導者の確保、保護者の新たな費用負担等の課題も明らかになってきております。
- 今後こうしたモデル事業の成果と課題を踏まえまして、各市町村における地域移行が円滑に進められますよう、府教育庁としてもさらに検討を深めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課
 教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

30. 【私立学校の課題】

私立高校専願率が高まるなか、大阪府内すべての子どもたちの人権を保障するため、私立学校においても人権教育が適切におこなわれるよう働きかけること。

（回答）

○ 私立学校においては、各校が建学の精神に基づいて学校教育を行っているところですが、引き続き、校長会や私立学校人権教育研究会などのあらゆる場面をとおして、人権教育が適切に行われるよう私立学校に求めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 私学課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

31. 【夜間中学】

義務教育未修了者の学ぶ権利を保障する、夜間中学校の果たす役割は大きい。16年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）、23年1月「夜間中学の設置・充実に向けて」（文科省手引）の改訂など、公立夜間中学校の必要性の認識と増設にむけた動きが国段階で明らかにされている。大阪府内の、現8市11校は、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならないことから、以下のことにとりくむこと。

①夜間中学生の学習権と学ぶ場を保障するため、国への対応や「教育機会確保法」「文科省手引」等をふまえた大阪府の役割についての認識や空白区域解消にむけたとりくみを明らかにすること。

（回答）

○ 中学校夜間学級では、様々な理由により義務教育を修了できなかった方々が、府内全域から8市11校に通い、熱心に学んでおられます。こうした方々に、義務教育の機会を提供する夜間学級の役割は重要であると認識しております。

○ 府内市町村との連携については、11月に大阪府夜間中学連絡協議会を開催し、広報の重要性を伝えるとともに、各市町村における効果的な広報について共有します。

○ 国に対しては、夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっていることから、広く学校運営に関して、夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じるよう要望を行っているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

31. 【夜間中学】

義務教育未修了者の学ぶ権利を保障する、夜間中学校の果たす役割は大きい。16年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）、23年1月「夜間中学の設置・充実に向けて」（文科省手引）の改訂など、公立夜間中学校の必要性の認識と増設にむけた動きが国段階で明らかにされている。大阪府内の、現8市11校は、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならないことから、以下のことにとりくむこと。

②8市および生徒居住市町村へ必要な支援をおこなうこと。

（回答）

○ 府教育庁としましては、設置8市の夜間学級が円滑・適正に運営されるよう、必要な指導・助言・援助を行う役割があると認識しており、これまでも夜間学級設置市の担当課長会議を開催し、課題を共有化するなど調整に努めてまいりました。今年度も8月26日にすべての設置市の参加により実施したところです。

○ また、すべての市町村が夜間学級に対する認識を深める必要があることから、府教育庁が夜間学級を訪問する際には、生徒居住市町村を含むすべての教育委員会に訪問を呼びかけ、夜間学級の理解促進に努めてまいりました。今年度も9月末日までに6校を訪問し、居住市町村教育委員会及び府教育庁関係者延べ85名が参加しました。

○ 夜間学級の広報につきましては、生徒募集に関する案内ポスターを作成・配付する等の支援をしてまいりました。今年度は、学びを必要としている方により情報が届くよう、広報の多言語化の拡充（16言語から20言語へ）を行います。2024（令和6）年11月に配付するよう準備を進めているところです。

○ 加えて、府域7校すべての夜間学級に、生徒に日本語を教えたり、授業中に学習補助を行ったりする日本語指導支援員を各1名配置するとともに、月1回スクールカウンセラーを配置しています。

○ 国に対しても、夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっていることから、広く学校運営に関して、夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じるよう要望を行っているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

31. 【夜間中学】

義務教育未修了者の学ぶ権利を保障する、夜間中学校の果たす役割は大きい。16 年 12 月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）、23 年 1 月「夜間中学の設置・充実に向けて」（文科省手引）の改訂など、公立夜間中学校の必要性の認識と増設にむけた動きが国段階で明らかにされている。大阪府内の、現 8 市 11 校は、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならないことから、以下のことにとりくむこと。

③支援学校高等部既卒者が、夜間中学校で学び直した後、定時制高校へ入学できるようにするなど、夜間中学生の進路保障につながる制度改善をおこなうこと。

（回答）

○ 大阪府立高等学校においては、高等学校や支援学校高等部等を一度も卒業したことのない方の就学の機会を確保するという観点から、その応募資格を定めています。

○ 満 21 歳以上の志願者に対する特別措置については、定時制の課程において、「卒業後相当期間を経過している者にとって、中学校時代の成績を評価するのではなく、卒業後に得た経験や知識にも配慮することが好ましいと考えられること」、「生徒指導要録の保存期間が5年間であり、満 21 歳以上の志願者の調査書が作成できない場合が生じること」などの理由により行っています。

○ また、二次入学者選抜における定時制の課程の合格者の決定については、選抜実施要項において「定められた合格者の決定方法に従うことが実際にはなはだしく困難な場合は、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる」としているところであり、これを踏まえ、今後においても校長を指導してまいります。

○ 一度高等学校等を卒業された方、いわゆる既卒生の受入れの方策につきましては、今後も教育委員会として検討してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

32. 【府立高校の再編整備】

「大阪府立学校条例」第2条2項で規定する再編整備については、現に通学している子どもたちの学習環境、学習意欲が低下することがないように配慮すること。また、子どもたちの幅広い進路選択を可能とする観点にたち、「地域に根ざす」という理念の実現にむけ、とりわけ人権教育の拠点となる学校の発展や学校ごとに培ってきた特色ある教育の継承など、子どもたちや教職員、地域に不安や混乱が生じないように努めること。

（回答）

○ 高校の再編整備をすすめるにあたっては、再編整備の対象校で学ぶ在校生が安心して高校生活が送れるよう、必要な支援を行ってまいります。

○ また、再編整備は、①教育環境を向上させ教育内容を充実させる、②就学機会の確保を前提に学校の適正な規模を維持しながら、適正な配置を進めて教育活動を効果的・効率的に行っていく、という2つの観点をもって行っており、具体的に対象校やその再編整備の手法を検討する際には、その学校の強みや特色ある取組み、学校の立地条件など地域の特性、どのような手法で再編整備を行うことが教育的効果を最も高めることになるかなど、さまざまな要素を勘案して総合的に検討することとしています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

33. 【教育支援センター】

教育支援センターに対する子ども・保護者・学校からのニーズは高い。しかし、通学の利便性や、原籍校との連携などの課題も多い。とりくみを十分検証したうえで、不登校の子どもへの支援の充実や、教育支援センターの拡充などをおこなうこと。

（回答）

○ 高等学校教育支援センターは、府立高校及び府内の私立高等学校に在籍している生徒を対象として、2011(平成 23)年6月に府教育センター附属高等学校内に設置しました。設置当初より生徒の原籍校とは入室前の見学時から情報を共有し、入室後は通室状況の連絡やケース会議の実施など、学校と連携し支援を行っています。現在まで、毎年、府内全域より生徒の通室実績があります。2019（平成 31）年4月には府教育センター内に主な活動場所を移設し、センター内の施設利用、センター職員の活用などにより支援の充実を図っています。今後も、学校と連携し、教育センターが一体となって不登校生徒支援の充実に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

34.【雇用確保・違反質問等】

新規高卒者の雇用の確保について、内定とり消しや内定者の入社待機が起こった場合の大阪府・大阪府教育庁としての対応を明らかにすること。また、受験面接時の「違反質問」など人権侵害をおこなわないよう企業や大学・専門学校等を強く指導するとともに、「違反質問」に対しての教職員の認識を高めるよう、方策を講じること。

（回答）

○ 大阪府においては、内定取消しなどに関して、労使関係者等に対しホームページ等による啓発を行っています。また、労働相談も実施し、相談者に対して適切な助言を行い、相談者の求めに応じて労使間の調整を図っております。

○ OSAKA しごとフィールドにおいて、セミナーやカウンセリング等の実施から施設内に設置している豊富な求人情報を有するハローワークとの連携による職業紹介まで、高卒未就職者をはじめとする若年求職者に対し、ワンストップでの就職支援を行っております。

○ 府教育庁では、府民文化部、大阪市教育委員会・堺市教育委員会、大阪労働局、府・市・私立高等学校進路指導研究会と連携し、経済団体・業界団体に対して要請を行い、採用拡大、内定取消しや入職延期防止の依頼を行ったところです。

○ 新規高等学校等卒業者への内定取消しや入職延期、及び面接時の「違反質問」などが生じた場合については、生起後、事実を確認して速やかに報告するよう求め、状況を把握しております。「働く前に知っておくべき13項目」については府内全公・私立高等学校進路指導担当者を対象にした説明会において、採用選考や公正採用等の趣旨に沿って、活用するようはたらきかけています。

○ 新規中学校卒業者においては、基本的人権の保護という観点をふまえ、本人からの聞き取りに基づき、選考時に差別的な取扱いが行われなかったかどうかを記した「就職・高等職業技術専門校・専修学校・各種学校等受験報告書」の調査を実施しております。

○また、担当指導主事連絡会等において違反質問が子どもたちの人権に関わることであることをふまえ、適切な学習が行われるよう指導するとともに、進路に関わる会議においても、違反質問があった場合は、事実確認と子どものケア及び報告を行うことについて伝えているところです。

○ 今後も、就職や進学に係る問題事象については、迅速な把握につとめ、問題事象の根絶に向けて取組みや啓発を進めてまいります。

○ 各専門学校等に対しましては、面接試験における「違反質問」など人権侵害事象が生じることのないよう、大阪府からの通知や大阪府専修学校各種学校連合会（大専各）主催の研修等を通じて注意喚起するとともに、より一層の人権研修の充実を図っていただくよう働きかけています。

○ また、こうした取組みにもかかわらず人権侵害事象が生じた場合には、大専各と連携しながら、専門学校等に対して、適切に指導してまいります。

○ 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校においては、一部、学校推薦型選抜などにおいて面接試験を導入しております。その質問内容等につきましては、当該学問分野の修得・研究に必要な知識や取組み意欲の確認・評価に関するものとしております。その実施にあたりましては、入学試験等における面接についての実施要領を適宜確認するとともに、受験者の人権に十分配慮した質問を行うよう面接要員に徹底しております。また、学内の入試運営委員会等でも、この趣旨の徹底を図っております。今後とも、この趣旨を徹底するよう公立大学法人大阪に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

副首都推進局 公立大学法人担当

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 私学課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

35. 【労働者教育】

大阪府の実態に合わせ、人権尊重・ジェンダー平等・労働者の権利の視点にたった労働者教育としての「キャリア教育」を推進すること。また、子どもたちの就労を支援するための外部人材の活用等をおこなうこと。

（回答）

○ これまで学校に対して、中学校区でキャリア教育全体指導計画作成の際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」や「大阪府男女共同参画推進条例」をはじめとする国の法律や府の条例、及び「人権教育推進プラン」や「第5次大阪府障がい者計画」などの推進計画の基本理念をふまえることはもとより、特に支援を要する子どもたちに対しては、きめ細やかな指導ができるよう指導計画を工夫するよう求めています。

○ 取組みを進めるにあたっては、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方をもち、人権尊重の意識を高めていくことができるように指導することが重要であると認識しております。

○ 具体的には、キャリア教育の観点に立った系統的な進路指導の取組みを推進するために、「進路指導のための資料第47～58集」（2013～24（平成25～令和6）年3月）には労働法等についての学習プログラム案や学習例を掲載するとともに、厚生労働省発行の「知って役立つ労働法」、「働く前に知っておくべき7項目」を活用するよう、小・中学校に配付し、市町村教育委員会を指導しているところです。

○ また、2019（平成31）年4月に「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」、2019（令和元）12月に「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けて-キャリア・パスポートの活用-」を小・中学校に配付するとともに、2012（平成24）年度より実施している「キャリア教育指導者（養成）研修」において、その普及に努めているところです。

○ 2020（令和2）年度から、「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深めるとともに、企業やNPOの協力を得ながら、実社会における課題の解決に向けて探究的な学習に取り組んでおり、その成果の普及を図っております。2024（令和6）年度は、府内で、計346校（小学校226校、中学校120校）（政令市を含む）にて実施しています。

○ 今後も、児童生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、自らの権利とともに他者の権利も尊重する姿勢を育てていくための取組みを進めるなど、より一層の充実に努めてまいります。

○ 府立学校に対しては、府商工労働部と連携し、2011（平成23）年3月に、16才からの“シューカツ”教本「キャリア教育&就職支援ワーク集」を配信し、各校がキャリア教育の充実を進められるよう支援しております。

○ また、民間企業等と包括連携協定を締結し、実社会で役立つ授業や就業体験を通じたキャリア教育の充実を図っているところです。

○ 今後も、働く人の観点に立ち、キャリア教育の取組みが充実するよう努めるとともに、生徒が将来働く際に必要な労働法の周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

36. 【アルバイト】

学生のアルバイトについて、賃金や休業補償の不払い、子どもたちの就学に悪影響を与える勤務の強要、上司からのハラスメントなどの問題が生起している当事者や教職員の相談窓口の創設、子どもたちへの労働者教育、教職員の研修等をおこなうこと。

（回答）

○ いわゆるブラックバイトに限らず、府内事業所における労働問題をめぐるトラブルの未然防止と、問題解決の支援を行うため、労働相談センターにおいて労働相談を実施しています。

○ また、いわゆるブラックバイトの問題も含めて、社会に出て働く上で必要な労働に関する基礎知識について学んでいただくため、府内高等学校の新3年生等に対して、イラストや図を多用し、分りやすく学ぶことができる冊子「働く前に知っておくべき13項目」を作成・配付し、啓発しています。

○ 府立高校では、2023（令和5）年6月に配付した「働く前に知っておくべき13項目」をホームルーム等において活用し、「退職、解雇や転職について」「セクシュアル・ハラスメントの防止」「職場でのトラブル、労働条件などの相談」等の具体的な課題について、社会人としての心構えや知っておきたい法律などの指導をしています。併せて、府内全公・私立高等学校進路指導担当者を対象にした説明会において、2011（平成23）年3月に配付した「16才からの“シューカツ”教本『キャリア教育&就職支援ワーク集』」の事例を紹介するとともに採用選考や公正採用等の趣旨に沿って、「働く前に知っておくべき13項目」を活用するよう、はたらきかけています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

37.【高校就職】

就職を希望する高校卒業予定者の就職決定を促進するため、大阪府教育庁、商工労働部、職業安定所が連携し、各種施策を充実すること。高校生の就職支援の充実にむけて、新たなとりくみ等を検証し、拡充するとともに、就職慣行の変更については、子どもたちに不利益が生じないよう、実態を把握・検証し各関係機関と連携すること。

（回答）

○ 教育庁としては、府内各ハローワークに配置されている高卒就職ジョブサポーターが各学校の未内定生徒に対して、個別の相談・支援を実施するなど、ハローワークとの連携も強化しております。

○ また、府教育庁としては、商工労働部と連携して、16才からの“シューカツ”教本「キャリア教育&就職支援ワーク集」を作成し、2011（平成23）年3月に全府立学校に配信いたしました。

○ さらには、民間企業等と包括連携協定を締結し、実社会で役立つ授業や就業体験を通じたキャリア教育の充実を図っているところです。

○ 就職未内定者の支援については、本年10月29日に、応募の機会を拡大するため、高校卒業予定者のための「合同求人説明会」を開催しました。

○ また、卒業後も継続して関係労働行政機関からの就職支援を受けられる「就職支援希望カード」システムについても内容の充実に努めております。

○ 2022（令和4）年度より、生徒が学校斡旋就職を行う場合、指定校求人や複数応募不可の公開求人については、従前どおり「一人一社制」を維持しつつ、複数応募可とする公開求人に限って、選考開始日である9月16日から2社まで応募可となりました。これにより、生徒の希望に応じて応募方法を選択できる仕組みへと拡充したところです。

○ 今後も就職を希望する生徒が主体的に多様な就職先を選択できるよう、就職慣行の変更について、実態を把握しながら、関係機関と連携し、研究を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

38. 【小規模校】

教職員数が少ないことで子どもたちの学習活動が制限されることのないよう、単式学級を維持し、教職員数を確保すること。また、個に応じた指導や地域資源を生かした活動を教育のなかに生かすための支援を講じること。

（回答）

○ 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。本法律を受け、大阪府教育庁として学級編制基準を定めています。

○ 市町村では、この学級編制基準をもとに学級編制を行いますが、複式学級編制に該当する場合でも弾力的に単学級で編制することは可能であり、この制度を活用して、単式学級を維持している学校もあると認識しています。

○ いわゆる義務標準法の規定により複式学級編制となる小学校については、教育水準を維持するという観点から、各校の実情を踏まえて、毎年単年度措置ではありますが、実質的に単式学級を維持できるよう、教員を加配しています。

○ 今後とも、各学校が抱える課題に対し、効果的・重点的な教職員の配置に努めてまいります。

○ また、府教育庁として、毎年、小規模校等への訪問などを通して、課題の把握に努めています。併せて、市町村教育委員会に対し、地域とともにある学校づくり連絡会において、全国の小規模校での人数の特性を生かした取組みや ICT を活用した遠隔教育の取組み等の事例を紹介するなど支援を行っています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

39. 【地域教育協議会】

地域で子どもを育てる「地域教育協議会（すこやかネット）」のいっそうの発展・充実のため、人的措置をはじめ、大阪府教育庁として予算措置をおこなうこと。

（回答）

○ 府教育庁では、2000（平成12）年度から「地域教育協議会（すこやかネット）」を核として「教育コミュニティづくり」を推進しており、府内各地では「地域の子どもを地域で育てよう」という気運のもと、地域活動の活性化や学校教育・家庭教育への支援などに幅広く取り組まれています。

○ 2011（平成23）年度からは、「学校支援活動」・「放課後子ども教室」・「家庭教育支援」の3つの活動を、地域の課題やニーズに応じて展開する「教育コミュニティづくり推進事業」として推進しています。今後も、広域的な観点から、市町村に対して、経費補助や研修等による地域人材の育成、企業・団体等との連携による子どもたちへの多様な活動プログラムの拡充等を行い、市町村の取組みを支援してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

40. 【修徳学院】

府立修徳学院の子どもたちが在籍する小中学校に対して、子どもたちが不利益を被らないよう、大阪府教育庁として課題解決や支援を講じること。

（回答）

○ 府立修徳学院に入所する児童・生徒に対して学校教育を実施する柏原市立の小中学校においては、柏原市教育委員会の適切な指導のもと、児童・生徒の前籍校と連携しつつ、在籍する児童・生徒の教育を実施していただいているものと認識しております。

○ 府教育庁としては、とりわけ進路選択に際して、中学3年生に不利益が生じないよう、府内市町村教育委員会に対して必要な指導・助言をしてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

41. 【養護施設】

校区に養護施設等のある学校の実態を把握し、大阪府教育庁として支援を講じること。

（回答）

○ 校区に養護施設等のある学校については、学校訪問や関係の市町村教育委員会を通じて状況や実態の把握に努めております。

○ 関係学校においては、入所児童生徒の学習指導、生徒指導、進路指導において施設との連携した指導支援体制が求められるため、府教育庁として、学校の実態に応じて児童生徒支援加配教員を配置してまいりました。

○ また、2008（平成20）年度の『学校と児童養護施設等における児童（生徒）の個人情報の取り扱いについて』を示し、学校と施設との適切な情報の管理や共有に努めるなど、学校と施設の円滑な連携について市町村教育委員会に働きかけております。

○ 今後とも、府教育庁におきましては、福祉部局と連携を図りながら、関係学校の実態把握・支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

42. 【メディアリテラシー】

SNS による「いじめ」をはじめとする人権侵害、個人情報の流出、犯罪などへの対策を講じること。また、人権教育の視点からメディアリテラシー教育の必要性を認識できるよう、研修を充実すること。

（回答）

○ インターネット上のいじめをはじめとする諸課題への対策としては、実態調査を踏まえて様々な資料を作成し、市町村教育委員会を通じ各学校へ周知を行っています。

○ また、2022（令和4）年3月（2023（令和5）年9月改訂）に「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」、2024（令和6）年3月には、「大阪府情報活用能力ステップシート」を作成し、市町村教育委員会を通じて小中学校に配付しています。

○ 加えて、学校だけでは対応が困難である事案が生起した場合、警察や民間事業者と連携し、早期に解決が図られるよう「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用してきました。同ネットワークでは、SNS等を介して生起している事案の情報交換、犯罪やトラブル等の未然防止に向けた学校や保護者に対する情報提供および啓発等にも取り組んでいるところです。

○ 2019（平成31）年3月に策定した「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」では、保護者の責任とともに、適切な携帯電話との向き合い方について、学校で指導することの必要性を示し、具体的な指導例を盛り込みました。

「携帯電話の利用についての実態調査」2008（平成20）年7月
「携帯電話の利用について再調査」2011（平成23）年
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」2009（平成21）年3月
「同 追加資料」2011年（平成23）3月作成以降毎年改訂
「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」2019(平成31)3月

○ 引き続き、子どもたちが被害者にも加害者にもなることのないよう、市町村教育委員会、関係機関と連携して取組みを進めてまいります。

○ 府立学校に対する指示事項においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。

○ 府教育センターでは、小・中・高等・支援学校の生徒指導主事（生徒指導担当）を対象とした生徒指導に関する研修において、携帯・ネット上のいじめ等の児童生徒の問題行動について、人権教育の観点を踏まえ、理解を深めております。

○ また、2015(平成 27)年に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」、2022（令和4）年に「情報化社会における子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しました。この中では、人権尊重の観点から子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

43. 【道徳教育】

人権教育を基本として課題を整理するとともに、評価については、一方的な価値観や規範意識のおしつけにならないよう大阪府教育庁としての観点を明らかにすること。また、大阪府作成の教材など、さまざまな教材を活用し、多様な価値観を認め合うことができるよう、研修をおこなうこと。

（回答）

○ 2015（平成27）年3月の学校教育法施行規則の一部改正では、道徳を特別な教科に位置づけ、多様で効果的な指導法を取り入れるとともに、子どもの学習状況や成長の様子を継続的に把握し、指導に活かすよう評価を行うこととされました。

○ 道徳科の評価については、「数値による評価ではなく、記述式とすること」「児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと」が示されています。

○ 学習指導要領解説では、道徳科に生かす教材は児童生徒が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならぬとされています。今後も引き続き研修会等の機会を通じて、道徳科における指導と評価についてはもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの特質に応じた適切な指導について周知してまいります。

○ 府教育センターにおいて、授業づくりに関する研修の中で、指導の効果を高めるため、地域や、学校及び児童生徒の実態等に応じ、多様な価値観を認め合う適切な補助教材を有効に活用することを説明しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

44.【政治教育】

若年層の投票率の向上にむけて、大阪府・大阪府教育庁として方策を講じること。また、政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもやしょうがいのある子どもなど配慮が必要な子どもたちを排除しないよう、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。外国籍の子どもたちの参政権については、各国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるよう、研修をおこなうこと。

（回答）

○ 府選挙管理委員会としては、若年層の投票率の向上は重要な課題であると認識しています。

○ このため、小学校（6年生）及び中学校（3年生）を対象に、選挙の大切さや選挙制度を解説した教育副読本を、毎年度、作成・配付しています。

○ また、府立高校向けに、模擬選挙等で使用できる補助教材「はじめての投票用紙」（本物の投票用紙と同じ素材で作成）と、この補助教材を授業で活用いただけるよう教員向けの手引書を、毎年度、作成・配付するとともに、選挙制度や投票の手続について分かりやすく紹介した動画「あした選挙へ行くまえに」を配信しています。

○ その他、学校からの要請に基づいて、府選管職員が学校に出向いて選挙制度の説明や模擬投票を行う「出前授業」を実施しています。

○ さらに、2024（令和6）年の衆議院議員総選挙においても、SNS やウェブ媒体での啓発を実施しているところです。

○ 府教育庁においては、2016（平成28）年2月に府独自のガイドラインを作成し、周知を図るとともに活用を促してきました。また、2017（平成29）年8月には府立学校公民科担当教員対象の研修会を実施し、好事例を共有しました。

○ 今後も、好事例を共有化するとともに、選挙権を持たない外国籍の子どもたちや、障がいがあり配慮が必要な子どもたちを含むすべての高校生が政治的な教養を身に付けることができるよう、各校における「政治的教養を育む教育」の充実に努めてまいります。

○ 小中学校では、発達段階に応じて、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら、学習や経験を積み重ねることで、より良い社会を作っていくよう、主体的に判断し、行動できるような力の基盤を育むことが重要であると認識しています。

○ また、2015(平成 27)年7月に現場の実践をまとめた事例集を各学校に周知するとともに、2016(平成 28)年2月には、府立高校向けガイドラインを各学校に周知し、「政治的教養をはぐくむ教育」の推進を図っているところです。

○ なお、外国籍の子どもたちにおける参政権の各国での取り扱いについても、府立高校向けガイドラインの活用等を図り、教員が理解し、当該子どもたちの実態に合わせた配慮ができるよう市町村教育委員会に周知しています。

(回答部局課名)

総務部 市町村局 行政課 選挙管理委員会事務局

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

45.【平和教育】

大阪府「平和教育基本方針」を具体化する施策を明らかにするとともに、以下のことにとりくむこと。

①「平和教育に関する事例集」の活用を各学校にはたらきかけること。さらに、地域の教材の好事例などを情報発信すること。

（回答）

○ 府教育庁は、2001（平成13）年7月「平和教育基本方針」を策定し、この基本方針を具現化するため、府内の小・中・高等学校の優れた実践事例を集め、2003（平成15）年3月に「平和教育に関する事例集」を作成し、各学校に配付してまいりました。

○ また、次代を担う子どもたちへの平和教育の重要性を鑑み、「市町村教育委員会に対する指示・助言事項」「府立学校に対する指示事項」で、「生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること」と示し、平和教育の推進を図っているところです。

○ 「平和教育に関する事例集」については、教育基本法や学校教育法並びに学習指導要領の趣旨を踏まえ、より学校現場で活用しやすいものとするため、その改訂について検討してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

45. 【平和教育】

大阪府「平和教育基本方針」を具体化する施策を明らかにするとともに、以下のことにとりくむこと。

②日本国憲法の基本理念である「平和主義」を伝える平和教育の研修をおこなうこと。またその際には、戦争体験者など当事者や伝承者の話をきく機会を設けるとともに、現地で学ぶことの重要性を伝えること。

（回答）

○ 府教育センターでは、初任者・新規採用者研修で大阪国際平和センター（ピースおおさか）の展示見学や戦争体験について動画視聴を行い、「戦争は最大の人権侵害である」という認識に立ち、人権が尊重される平和な社会の在り方について考える機会を設けています。また、令和元年・4年度の「出会いから学ぶ人権学習」において、ピースおおさかの展示見学を行うとともに、戦争体験者から聞き取りを行っております。今後も研修等を通じて平和の大切さを教職員が認識できるよう、努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

45. 【平和教育】

大阪府「平和教育基本方針」を具体化する施策を明らかにするとともに、以下のことにとりくむこと。

③「ピースおおさか」の展示内容については、子どもたちの平和学習の資料になるよう活用促進をはたらきかけること。また、平和教育を推進するため、大阪空襲の体験者や遺族の方などの当事者をはじめ、研究者等の意見を展示内容に反映するようピースおおさかにはたらきかけること。

（回答）

○ 大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、2015（平成27）年4月に「大阪中心」に「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えることができる展示」にリニューアルし、大阪空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界の平和に貢献することを目的として運営しています。

○ 人権局では、ピースおおさかの利用促進を図るため、市町村教育委員会や小中学校の校長会等でのPRのほか、館外における利用促進として、出かける展示の実施に向けた支援などを行っています。また、ピースおおさかを認識してもらい、平和研修として活用していただくことが重要と考え、府教育センターをはじめ関係市教育センター主催の研修等をピースおおさかで実施していただくよう要請しております。

○ 「大阪空襲を語り継ぐ平和ミュージアム」として、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを子どもたちに伝えていくため、引き続きピースおおさかの支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

46.【教科書採択】

教科書採択に関しては、公正・公平な採択制度を確立するため、採択にかかわる審議経過、採択結果およびその理由などを積極的に公表するよう市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。

（回答）

○ 府内の小中学校で使用される教科書については、これまでから、採択権者である各市町村教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に採択が行われているところです。教科書の採択に関する情報の公表については、法令上の努力義務があり、府教育庁としましても、採択の結果やその理由、教科書の調査研究資料等の公表について、適切に取り組まれるよう府内市町村教育委員会に対して指導・助言しております。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放大阪府民共闘会議 ）

（要望項目）

47. 【日の丸・君が代】

「日の丸」・「君が代」問題については、解放共闘教育部会・解放同盟大阪府連・大阪教組とのこれまでの経過を今後も尊重すること。

（回答）

○ これまでから、国旗・国歌については、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されている学習指導要領を踏まえ、府立学校、市町村教育委員会を指導してきたところであります。

○ 今後とも、学習指導要領に基づくとともに、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切に実施されるよう、府立学校、市町村教育委員会を指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課